

三宅村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 7 月改訂

三宅村

目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	
第1節 計画の背景と目的	1
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
第1節 人口の推移と将来人口	3
第2節 公共施設等の現状	5
第3節 財政の状況	16
第4節 公共施設等の中長期的な更新費の試算	20
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針	
第1節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	23
第2節 公共施設等の在り方に関する基本的な考え方	24
第3節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	28
第4章 類型施設ごとの管理に関する基本的な方針	
第1節 公共建築物の管理に関する基本的な方針	31
第2節 公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針	34

第 1 章 公共施設等総合管理計画について

第 1 節 計画の背景と目的

(1) 策定の趣旨

国は高度成長期に集中的に整備が行われたインフラ設備が今後一斉に高齢化することから、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を決定し、整備に係る行動計画を策定するとともに、平成 26 年 4 月総務大臣通知により、今後の人口減少等により公共施設の利用状況が大きく変化していくことを踏まえ、全庁的な公共施設の管理について長期的な視点で計画を策定するよう各地方公共団体に要請した。

本村においては平成 12 年噴火災害に係る復旧・復興事業により各施設の耐震診断や改修工事、また不要施設の解体等が実施され、一部を除き現在利用中の施設のほとんどが基準等を満たしている状況にあるが、整備から 10 年が経過し、火山ガスや島しょ特有の塩害による施設の劣化が進行しつつあるとともに、今後見込まれる人口減少や住民の年齢構成の変化に対応すべく施設の総合的な管理・検討の必要が生じている。

このため、本村における公共施設の適切な規模とあり方を検討し、施設全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため「三宅村公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」）を平成 29 年 3 月に策定した。

今回定める改訂版は、これまで進めてきた公共施設等に関する取り組みや各施設管理者が定める個別施設計画の考え方を踏まえた見直しを行う。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年 11 月 29 日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、市町村版の「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当する。

記載内容等は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日総務省）に基づくものとする。

また、本村においては、「三宅村総合計画」及び「三宅村総合戦略」に基づくむらづくりを推進するため、本計画は上記計画を上位とする、公共施設等の管理に係る個別計画に位置付ける。

なお、「三宅村過疎地域持続的発展計画」と整合を図り、本計画とともに計画的な施設の適正管理を図っていくものとする。

(3) 計画期間

一部旧耐震基準で建設された公共施設への対応や、耐震改修促進法改正後の施設についても、今後は老朽化が課題となることが見込まれることから、木造建築物の対応年数である20年を参考に平成29年度から令和18年度までの20年間を対象期間とする。

また、総合計画や総合戦略等との整合性を確保するため、それらの計画が改定される際には、当計画も必要に応じて見直しを行う。

(4) 対象施設

総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」によると、総合管理計画の対象施設は「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」と示されている。

本計画の対象施設は、橋梁・道路等の公共施設ならびに、村営住宅、観光施設、産業施設、学校、保育園、公民館、庁舎等の公共建築物とし、既存施設のみならず、今後新築、改築施設についても対象とする。

ただし、以下の施設は対象外とする。

ア 延べ床面積が10㎡以下の施設

イ 立ち入り、利用等がごく少数の者に限定される施設

本村では、村内に所在する、すべての公共施設及び公共施設が立地する土地を対象とする。なお、対象については、次の分類に区分する。

施設区分	用途区分		主要な施設(例)
公共建築物	1	学校関係施設	校舎、講堂、体育館、図書室 等
	2	役場関係施設	役場庁舎、自治会館、消防署 等
	3	医療関係施設	診療所、病院、検査室 等
	4	住宅施設	住宅
	5	社会教育・文化施設	集会所、郷土資料館、研修室 等
	6	福祉関係施設	保育園、児童館、福祉施設 等
	7	体育・レクリエーション施設	体育館、管理室、観光施設 等
	8	環境衛生施設	ごみ処理施設、し尿処理施設 水道施設、火葬場 等
	9	その他施設	産業施設 等
公共施設(インフラ)	1	道路(村道)	
	2	橋梁	
	3	簡易水道施設・水道管渠	

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

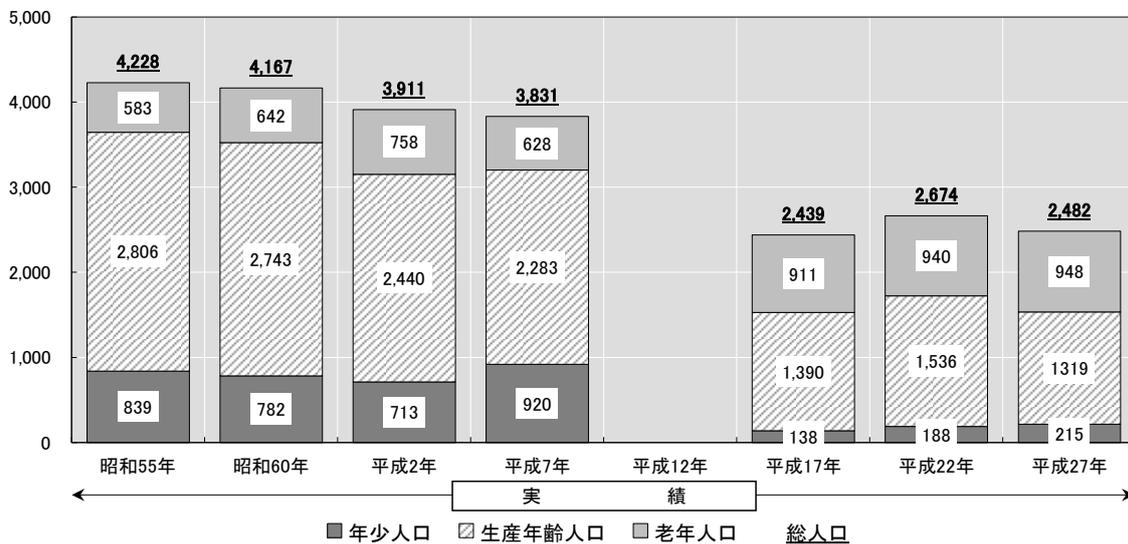
第1節 人口の推移と将来人口

(1) 総人口と区分別人口の推移

① 人口の推移

本村の人口は、昭和55(1980)年4,228人、昭和60年(1985)4,167人、平成2(1990)年3,911人、同7年(1995)3,831人、同17年(2005)2,439人、同22年(2010)2,674人、同27年(2015)2,482人と推移している。平成12(2000)年は全島民島外避難中のため、人口は0人となっている。

図表-1 総人口と区分別人口の推移(人)



出典:総務省「国勢調査」

② 人口構成割合の推移

人口構成は、老年人口の増加があるものの、年少人口に増加傾向が表れている。しかし、生産年齢人口が平成22(2010)年から減少傾向となっている。

図表-2 人口構成割合の推移(%)

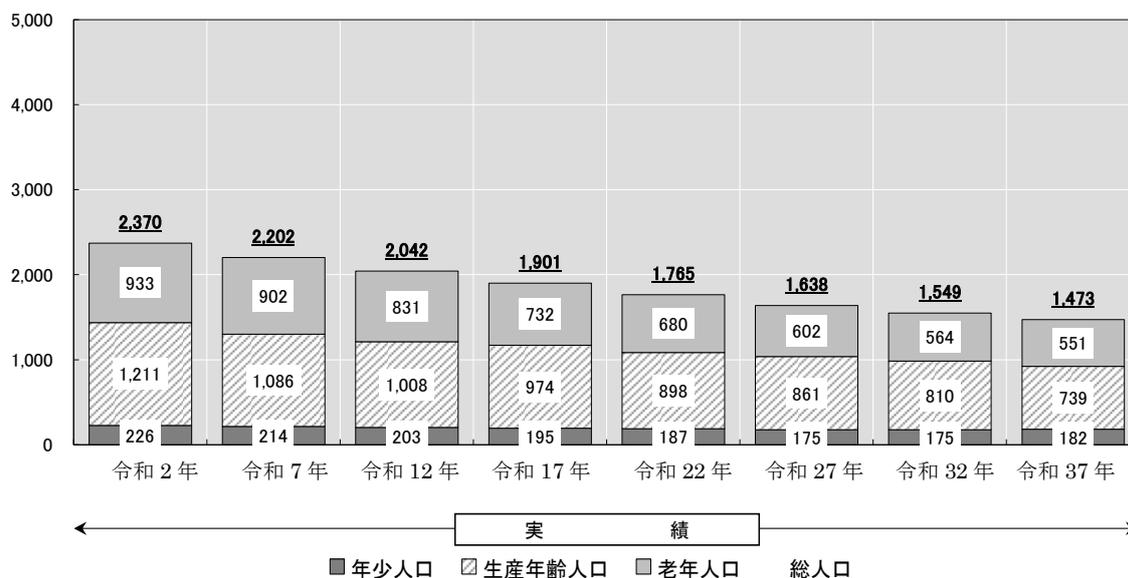
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
老年人口	13.8	15.4	19.4	16.4	—	37.4	35.1	38.2
生産年齢人口	66.4	65.8	62.4	59.6	—	57.0	57.4	53.1
年少人口	19.8	18.8	18.2	24.0	—	5.7	7.0	8.7

出典:総務省「国勢調査」

(2) 将来展望人口

平成27年度に策定した三宅村人口ビジョンにおける本村の将来展望人口をみると、安定した将来人口を確保するための政策展開を行っていった場合、本村の人口は、減少傾向にあるものの、緩やかな減少幅で推移することが見込まれている。

図表-3 総人口と区分別人口の将来展望の推移(人)



出典:三宅村人口ビジョン

※ 推計については「三宅村人口ビジョン」に基づく。(平成22年実績は国勢調査、推計は住民基本台帳で補正したものとなる。詳細は人口ビジョンを参照)

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)
老年人口	39.4	41.0	40.7	38.5	38.5	36.8	36.4	37.4
生産年齢人口	51.1	49.3	49.4	51.2	50.9	52.6	52.3	50.2
年少人口	9.5	9.7	9.9	10.3	10.6	10.7	11.3	12.4

出典:三宅村人口ビジョン

(1) (2) のとおり、現在の公共施設等が整備され始めた昭和頃の人口構成と、現在そして将来の人口構成は、その様相が大きく異なる。

また、基本的には少子高齢化が進行し、長期的には人口が減少していく方向性ではあったが、平成12(2000)年の全島避難により、それ以降に人口の急激な減少が見られる。

こうした人口構成の変化は、少子化による子育て支援・学校施設等への需要の縮小や高齢者等福祉施設の必要性の増大といった「ニーズの変化」、また生産年齢人口減少による将来的な税収減や高齢化による社会保障費の増など財政状況に大きく影響し、公共施設等の更新や統廃合、その後の維持管理を考える上で、踏まえるべき重要な要素となる。

第2節 公共施設等の現状

本村の公共施設に関して、以下のように分類する。

施設区分	用途区分		主要な施設(例)	
	大分類	中分類		
公共建築物	01	学校関係施設	1 小中学校	校舎、講堂、体育館、図書室 等
			2 その他	教育施設関連施設
	02	役場関係施設	1 役場	役場庁舎、自治会館 等
			2 消防団	消防団の詰所、資機材倉庫等
			3 避難施設	
	03	医療関係施設	1 診療所	診療所、病院、検査室 等
	04	住宅施設	1 村営住宅	住宅
			2 職員住宅	住宅
	05	社会教育・文化施設	1 集会施設	集会所
			2 博物館等	郷土資料館
			3 その他	研修室、文化会館等
	06	福祉関係施設	1 児童福祉	保育園、児童館
			2 高齢者福祉	デイサービス等
			3 総合施設	福祉センター等福祉施設 等
			4 その他	
	07	体育・レクリエーション施設	1 スポーツ関係	体育館、管理室 等
			2 観光関係	案内所、船待等の観光施設
			3 事務所等	
	08	環境衛生施設	1 ごみ処理	ごみ処理施設 等
			2 し尿処理	し尿処理施設 等
			3 その他	水道施設、火葬場 等
	09	その他施設	1 船揚げ関係	
			2 給油等	
			3 生産施設	産業施設(加工施設)
			4 倉庫	
			5 その他	
	公共施設 (インフラ)	10	道路(村道)	
11		橋梁		
12		簡易水道施設・水道管渠		

(1) 公共建築物の現状

① 対象施設の整理（大分類、中分類、施設数、棟数、延床面積（㎡）、構成比率）

令和3年3月末現在、三宅村の公共建築物の現状は、131施設、延べ148棟、延床面積は約53千㎡である。

用途別に見ると、延床面積で最も多いのは住宅であり、全体の約30%を占めている。次いで役場関係施設で延床面積の約16%を占めている。

内 容	No.	施設数		棟数		延床面積		
		数	構成比	棟数	構成比	(㎡)	構成比	
学校関係施設	小中学校	1-1	4	3.1%	4	2.7%	5,383	10.2%
	その他教育施設	1-2	1	0.8%	1	0.7%	270	0.5%
	小 計	1-0	5	3.9%	5	3.4%	5,653	10.7%
役場関係施設	役場	2-1	4	3.1%	8	5.4%	5,463	10.4%
	消防団	2-2	9	6.9%	9	6.1%	396	0.8%
	避難施設	2-3	4	3.1%	4	2.7%	2,708	5.1%
	小 計	2-0	17	13.1%	21	14.2%	8,567	16.3%
医療関係施設	診療所	3	3	2.3%	3	2.0%	1,192	2.3%
	小 計	3-0	3	2.3%	3	2.0%	1,192	2.3%
住宅施設	公営住宅	4-1	35	26.7%	38	25.7%	14,830	28.1%
	職員住宅	4-2	11	8.4%	21	14.2%	2,411	4.6%
	小 計	4-0	46	35.1%	59	39.9%	17,241	32.7%
社会教育・文化施設	集会施設・研修室	5-1	1	0.8%	1	0.7%	290	0.5%
	博物館等	5-2	2	1.5%	2	1.4%	1,821	3.5%
	その他	5-3	1	0.8%	1	0.7%	1,132	2.1%
	小 計	5-0	4	3.1%	4	2.8%	3,243	6.1%
福祉関係施設	児童福祉	6-1	1	0.8%	1	0.7%	543	1.0%
	高齢者福祉	6-2	11	8.4%	11	7.5%	3,080	5.8%
	総合	6-3	2	1.5%	2	1.4%	740	1.4%
	小 計	6-0	14	10.7%	14	9.6%	4,363	8.2%
体育・レクリエーション施設	スポーツ関係	7-1	3	2.3%	3	2.0%	2,321	4.4%
	観光関係	7-2	11	8.4%	11	7.5%	2,690	5.1%
	事務所等	7-3	4	3.1%	4	2.7%	311	0.6%
	小 計	7-0	18	13.8%	18	12.2%	5,322	10.1%
環境衛生施設	ごみ処理	8-1	3	2.3%	3	2.0%	1,325	2.5%
	し尿処理	8-2	2	1.5%	2	1.4%	1,208	2.3%
	その他(火葬場)	8-3	2	1.5%	2	1.4%	995	1.9%
	小 計	8-0	7	5.3%	7	4.8%	3,528	6.7%
その他施設	船揚げ関係	9-1	4	3.1%	4	2.7%	82	0.2%
	生産施設	9-3	4	3.1%	4	2.7%	649	1.2%
	倉庫	9-4	6	4.6%	6	4.1%	930	1.8%
	その他	9-5	3	2.3%	3	2.0%	1,978	3.7%
	小 計	9-0	17	13.1%	17	11.5%	3,639	6.9%
合計			131	100.0%	148	100.0%	52,748	100.0%

② 用途別面積の整理（大分類）

令和3年3月末現在、三宅村の公共施設のうち、帰島後の平成14（2002）年以後に設置された施設は全体の約2割弱である。

No.	大分類	建築年 経過年	不明	1976年 以前	1983年 以前	1991年 以前	1996年 以前	2001年 以前	2006年 以前	2011年 以前	2016年 以前	2017 以降	計
				45年 以上	38年 以上	30年 以上	25年 以上	20年 以上	15年 以上	10年 以上	5年 以上	5年 未満	
合計	棟数	4	20	12	37	32	14	22	4	1	2	148	
		2.7%	13.5%	8.1%	25.0%	21.6%	9.5%	14.9%	2.7%	0.7%	1.3%	100.0%	
	面積(m ²)	166	9,313	4,223	13,779	7,438	3,119	10,839	1,836	1,132	903	52,748	
		0.3%	17.7%	8.0%	26.1%	14.1%	5.9%	20.6%	3.5%	2.1%	1.7%	100.0%	
休止中	棟数	2	2	3	2	6	3					18	
	面積(m ²)	108	253	1,700	409	542	684					3,696	
1	学校関係施設	棟数		3		1			1				5
		面積(m ²)		60.0%		20.0%			20.0%				100.0%
		4,547			836				270				5,653
		80.4%			14.8%				4.8%				100.0%
2	役場関係施設	棟数	3		1	8	2	2	4	1			21
		面積(m ²)	14.3%		4.8%	38.1%	9.5%	9.5%	19.0%	4.8%			100.0%
	棟数	130		91	2,938	2,592	82	2,708	26			8,567	
	面積(m ²)	1.5%		1.1%	34.3%	30.3%	0.9%	31.6%	0.3%			100.0%	
休止中	棟数	2											2
	面積(m ²)	108											108
3	医療関係施設	棟数		1		2							3
		面積(m ²)		33.3%		66.7%							100.0%
	棟数		171		1,021								1,192
	面積(m ²)		14.3%		85.7%								100.0%
休止中	棟数		1										1
	面積(m ²)		171										171
4	住宅施設	棟数	1	4	4	15	16	1	17			1	59
		面積(m ²)	1.7%	6.8%	6.8%	25.4%	27.1%	1.7%	28.8%			1.7%	100.0%
	棟数	36	1,357	619	4,538	2,295	385	7,861				150	17,241
	面積(m ²)	0.2%	7.9%	3.6%	26.3%	13.3%	2.2%	45.6%				0.9%	100.0%
休止中	棟数		1	2	1	4							8
	面積(m ²)		82	230	330	200							842
5	社会教育・文化施設	棟数				3					1		4
		面積(m ²)				75.0%					25.0%		100.0%
		2,111			2,111						1,132		3,243
		65.1%			65.1%						34.9%		100.0%
6	福祉関係施設	棟数		10	2	2							14
		面積(m ²)		71.4%	14.3%	14.3%							
		2,834		606	923								4,363
		65.0%		13.9%	21.1%								100.0%
7	体育・レクリエーション施設	棟数			2	5	6	4			1		18
		面積(m ²)			10.0%	25.0%	40.0%	20.0%			5.0%		100.0%
	棟数			1,109	1,193	1,355	1,063			602			5,322
	面積(m ²)			20.8%	22.4%	25.5%	20.0%			11.3%			100.0%
休止中	棟数				1			3					4
	面積(m ²)				79			684					763
8	環境衛生施設	棟数					1	3		2		1	7
		面積(m ²)					14.3%	42.8%		28.6%		14.3%	100.0%
	棟数					242	1,325		1,208		753		3,528
	面積(m ²)					6.9%	37.6%		34.2%		21.3%		100.0%
休止中	棟数					1							1
	面積(m ²)					242							242
9	その他施設	棟数		2	3	1	7	4					17
		面積(m ²)		11.8%	17.6%	5.9%	41.2%	23.5%					100.0%
	棟数		404	1,798	219	954	264						3,639
	面積(m ²)		11.1%	49.4%	6.0%	26.2%	7.3%						100.0%
休止中	棟数			1		1							2
	面積(m ²)			1,470		100							1,570



③ 建築年代の整理（大分類）

令和3年3月末現在、三宅村の公共施設の中で利用が休止しているのは、13施設、延べ18棟、その延床面積が約3700㎡と公共施設全体の約12%である。

この13施設のうち、転用及び解体時期が決定しているのは1施設もなく、解体撤去の時期未定が10施設、転用または解体撤去未定が3施設となっている。

図表-4 三宅村の休止中の施設の今後の対応

施設概要									1)改修状況		2) 今後の対応
用途区分	施設No.	施設名	用途名	築年	構造	棟数	階数	延床面積(㎡)	①大規模改修実施年	②耐震補強実施年	
2-1	5	三宅村役場倉庫	倉庫	不明	W造	2	1	108			②解体・撤去、時期未定
3	41	三宅村国保直営阿古診療所(業務休止)	診療所	築48年	CB造	1	1	171			②解体・撤去、時期未定
4-1	80	三池団地	住宅	築40年	CB造	2	1	230			②解体・撤去、時期未定
4-1	84	沖ヶ平第二団地	住宅	築32年	CB造	1	2	330			②解体・撤去、時期未定
4-2	42	阿古診療所医師住宅	職員住宅	築48年	CB造	1	1	82			②解体・撤去、時期未定
4-2	105	坪田三池職員住宅	職員住宅	築26年	W造	4	1	200			②解体・撤去、時期未定
7-2	4	三宅村インフォメーションセンター	一般事務所	築23年	SRC造	1	1	145			②解体・撤去、時期未定
7-2	102	逢ノ浜の湯	公衆浴場	築22年	W造	1	1	495			②解体・撤去、時期未定
7-2	103	逢ノ浜の湯	機械室	築22年	RC造	1	1	44			②解体・撤去、時期未定
7-3	101	三七山スポーツ公園	管理棟	築30年	RC造	1	1	79			②解体・撤去、時期未定
8-3	33	三宅村火葬場	火葬場	築29年	RC造	1	1	242	2013		③未定(放置)
9-5	55	旧坪田中学校	校舎	築39年	RC造	1	2	1,470	1985		③未定(放置)
9-5	66	旧坪田中学校	コンピューター室	築23年	RC造	1	1	100			③未定(放置)
	13	計				18		3,696			

図表-5 施設一覧(大分類、中分類、施設数、棟数、延床面積(m²)、築年数等)

施設		施設の概要									改修の実施状況(予定を含む)		
用途区分	施設No.	施設名	地区	用途名	建築年月日	築年	構造	棟数	階数	延床面積(m ²)	① 大規模改修;()年実施	② 耐震補強;()年実施	
大	中												
01	1	36	三宅中学校	伊豆	公立学校	'69年6月	築52年	RC造	1	2	1,913	1985,2018,2021	2003
01	1	37	三宅中学校体育館	伊豆	体育館	'88年3月	築33年	SRC造	1	1	836		
01	1	71	三宅小学校	伊豆	公立学校	'72年3月	築49年	RC造	1	2	1,637	1987,2018,2021	2013
01	1	77	三宅小学校体育館	伊豆	体育館	'73年2月	築48年	SRC造	1	1	997	1992	
01	2	70	学校給食共同調理場	伊豆	調理施設	'06年3月	築15年	RC造	1	1	270		
02	1	5	三宅村役場倉庫	坪田	倉庫			木造	2	1	108		
02	1	35	役場本庁舎	坪田	庁舎	'93年2月	築28年	SRC造	1	4	2,561		
02	1	40	バス事務所	坪田	事務所	'78年	築43年	木毛造	1	2	91		
02	1	24	役場臨時庁舎	阿古	庁舎	'86年3月	築35年	RC造	4	3	2,703	2017	
02	2	159	坪田分団本部詰所(仮)	坪田	消防詰所	'11年12月	築10年	PH造	1	1	26		
02	2	8	伊豆分団本部詰所	伊豆	消防詰所	'97年3月	築24年	RC造	1	1	49		
02	2	10	阿古分団錆ヶ浜詰所	阿古	消防詰所	'84年3月	築37年	CB造	1	1	33		
02	2	11	阿古分団本部詰所	阿古	消防詰所	'86年3月	築35年	RC造	1	1	100		
02	2	28	神着分団本部詰所	神着	消防詰所	'86年12月	築35年	CB造	1	1	59		
02	2	29	坪田分団三池詰所	坪田	消防詰所	'86年3月	築35年	CB造	1	1	43		
02	2	34	伊豆分団大久保詰所	神着	消防詰所	'97年12月	築24年	CB造	1	1	33		
02	2	79	神着分団美茂井詰所	神着	消防詰所	不明		CB造	1	1	22	1991	
02	2	104	伊ヶ谷分団本部詰所	伊ヶ谷	消防詰所	'92年3月	築29年	RC造	1	1	31		
02	3	109	三宅村活動火山対策避難施設	伊豆	避難棟 1	'03年3月	築18年	PC造	1	3	1,015		
02	3	110	三宅村活動火山対策避難施設	伊豆	避難棟 2	'03年3月	築18年	PC造	1	3	1,017		
02	3	111	三宅村活動火山対策避難施設	伊豆	共用棟	'03年3月	築18年	PC造	1	1	509		
02	3	112	三宅村活動火山対策避難施設	伊豆	設備機器棟	'03年3月	築18年	PC造	1	1	167		
03		1	三宅村国保直営中央診療所	神着	診療所	'89年3月	築32年	RC造	1	2	999		
03		2	三宅村国保直営中央診療所	神着	機械棟	'89年3月	築32年	CB造	1	1	22	2016	
03		41	三宅村国保直営阿古診療所	阿古	診療所	'73年3月	築48年	CB造	1	1	171		
04	1	6	下錆第五団地	阿古	公営住宅	'96年1月	築25年	RC造	1	2	396		
04	1	7	清水ヶ原第五団地	坪田	公営住宅	'95年1月	築26年	RC造	1	2	395	2021	
04	1	9	下錆第一団地	阿古	公営住宅	'84年1月	築37年	CB造	1	2	652	2017	
04	1	12	下錆第二団地	阿古	公営住宅	'85年1月	築36年	CB造	1	2	652		
04	1	13	下錆第四団地	阿古	公営住宅	'88年1月	築33年	CB造	1	2	333	2015	
04	1	17	岡堀団地 1号棟	阿古	公営住宅	'84年1月	築37年	CB造	1	1	207	2016	
04	1	18	岡堀団地 2号棟	阿古	公営住宅	'84年1月	築37年	CB造	1	2	326	2016	
04	1	20	釜根団地 1号棟	阿古	公営住宅	'85年1月	築36年	CB造	1	1	207	2017	
04	1	21	釜根団地 2号棟	阿古	公営住宅	'85年1月	築36年	CB造	1	1	326	2017	
04	1	23	大永井団地	坪田	公営住宅	'90年1月	築31年	CB造	1	2	333	2018	
04	1	32	清水ヶ原第四団地	坪田	公営住宅	'91年1月	築30年	RC造	1	2	333	2019	
04	1	43	矢玉団地	坪田	公営住宅	'05年1月	築16年	RC造	1	1	168		
04	1	132	矢玉団地 1号棟	坪田	公営住宅	'72年1月	築49年	CB造	1	2	542		

施設		施設の概要									改修の実施状況(予定を含む)		
用途区分	施設No.	施設名	地区	用途名	建築年月日	築年	構造	棟数	階数	延床面積(m ²)	① 大規模改修;()年実施	② 耐震補強;()年実施	
											大	中	
04	1	133	清水ヶ原第三団地	坪田	公営住宅	'04年1月	築17年	RC造	1	2	197		
04	1	66	清水ヶ原第二団地	坪田	公営住宅	'76年1月	築45年	RC造	1	1	230		
04	1	69	清水ヶ原第三団地 2号棟	坪田	公営住宅	'77年	築44年	RC造	1	1	96		
04	1	80	三池団地	坪田	公営住宅	'81年	築40年	CB造	1	1	230		
04	1	84	沖ヶ平第二団地	坪田	公営住宅	'89年	築32年	CB造	1	2	330		
04	1	85	下原団地	神着	公営住宅	'82年1月	築39年	CB造	2	1	293		
04	1	86	地藏本団地	神着	公営住宅	'93年1月	築28年	RC造	1	2	360		
04	1	106	釜根第二団地	阿古	公営住宅	'94年1月	築27年	RC造	1	1	343	2021	
04	1	119	埼玉団地	神着	公営住宅	'04年1月	築17年	RC造	1	2	431		
04	1	120	大永井第二団地 1号棟	坪田	公営住宅	'04年1月	築17年	RC造	2	2	527	2020	
04	1	121	大永井第二団地 2号棟	坪田	公営住宅	'04年1月	築17年	RC造	2	2	408	2020	
04	1	122	下錆第六団地	阿古	公営住宅	'04年1月	築17年	RC造	1	2	932	2019	
04	1	123	焼場団地	神着	公営住宅	'04年1月	築17年	RC造	1	1	212		
04	1	124	湯舟団地	神着	公営住宅	'05年1月	築16年	RC造	1	2	674		
04	1	125	焼場第二団地	神着	公営住宅	'05年1月	築16年	RC造	1	2	410		
04	1	126	坊田第二団地	伊豆	公営住宅	'04年1月	築17年	RC造	1	2	708		
04	1	127	坊田第三団地	伊豆	公営住宅	'04年1月	築17年	RC造	1	2	427		
04	1	128	長沢第二団地	伊ヶ谷	公営住宅	'05年1月	築16年	RC造	1	2	854		
04	1	129	二島第一団地	阿古	公営住宅	'04年1月	築17年	RC造	1	2	542	2019	
04	1	130	二島第二団地 1号棟	阿古	公営住宅	'05年1月	築16年	RC造	1	2	698	2018	
04	1	131	二島第二団地 2号棟	阿古	公営住宅	'05年1月	築16年	RC造	1	2	673	2018	
04	1	146	坊田第四団地	伊豆	公営住宅	'98年1月	築23年	RC造	1	2	385		
04	2	3	三宅村職員坪田住宅	坪田	職員住宅	'96年	築25年	RC造	1	1	235		
04	2	31	三宅村国保直営診療所医師住宅	神着	医師住宅	'90年3月	築31年	W造	3	1	87		
04	2	42	阿古診療所医師住宅	阿古	職員住宅	'73年3月	築48年	CB造	1	1	82		
04	2	105	坪田三池職員住宅	坪田	職員住宅	'95年	築26年	W造	4	1	200		
04	2	87	阿古下錆職員住宅	阿古	職員住宅	'94年	築27年	W造	6	1	300	2013、2015	
04	2	137	阿古宿舎(漁協)	阿古	寄宿舎	'96年	築25年	W造	1	1	66		
04	2	151	坪田椿山職員住宅	坪田	職員住宅	'73年	築48年	RC造	1	2	503	2012	
04	2	152	阿古岡堀職員住宅	阿古	職員住宅			W造	1	1	36		
04	2	153	阿古岡堀職員住宅 1号棟	阿古	職員住宅	'86年8月	築35年	RC造	1	1	215		
04	2	155	阿古岡堀職員住宅 2号棟	阿古	職員住宅	'85年8月	築36年	RC造	1	2	537		
04	2	163	伊豆職員住宅	伊豆	職員住宅	'19年12月	築2年	W造	1	1	150		
05	1	19	三宅村青年館	阿古	青年館	'86年3月	築35年	RC造	1	1	290		
05	2	14	三宅村郷土資料館	阿古	郷土資料館	'86年3月	築35年	RC造	1	2	1,788		
05	2	15	三宅村郷土資料館	阿古	渡り廊下	'86年3月	築35年	RC造	1	1	33		
05	3	160	三宅村文化会館	坪田	文化会館	'15年7月	築6年	RC造	1	2	1,132		
06	1	30	みやけ保育園	伊豆	認可保育所	'87年3月	築34年	SRC造	1	1	543	2018 増築	2017
06	2	68	神着老人福祉館	神着	集会室	'78年3月	築43年	SRC造	1	2	246		
06	2	44	伊豆老人福祉館	伊豆	集会室	'75年3月	築46年	RC造	1	2	504		

施設			施設の概要								改修の実施状況(予定を含む)		
用途区分	施設No.	施設名	地区	用途名	建築年月日	築年	構造	棟数	階数	延床面積(m ²)	① 大規模改修;()年実施	② 耐震補強;()年実施	
													大
06	2	45	坪田福祉会館(旧坪田小学校)	坪田	集会室	'76年7月	築46年	RC造	1	2	714		
06	2	46	坪田福祉会館(旧坪田小学校)	坪田	集会室	'76年7月	築46年	RC造	1	2	358		
06	2	47	坪田福祉会館(旧坪田小学校)	坪田	集会室	'76年7月	築46年	RC造	1	2	91		
06	2	48	坪田福祉会館(旧坪田小学校)	坪田	集会室	'76年7月	築46年	RC造	1	2	26		
06	2	49	坪田福祉会館(旧坪田小学校)	坪田	集会室	'76年7月	築46年	RC造	1	2	16		
06	2	50	坪田福祉会館(旧坪田小学校)	坪田	集会室	'76年7月	築46年	RC造	1	2	63		
06	2	51	坪田福祉会館(旧坪田小学校)	坪田	集会室	'76年7月	築46年	RC造	1	2	162		
06	2	52	坪田福祉会館(旧坪田小学校)	坪田	集会室	'76年7月	築46年	RC造	1	2	220		
06	2	53	坪田福祉会館(旧坪田小学校)	坪田	集会室	'76年7月	築46年	RC造	1	2	680		
06	3	22	阿古福祉会館(旧阿古保育園)	阿古	集会室	'84年12月	築35年	RC造	1	1	380		
06	3	67	社会福祉施設(旧坪田保育園)	坪田	普通財産	'78年3月	築43年	CB造	1	1	360	2017	
07	1	16	阿古体育館	阿古	体育館	'86年3月	築35年	RC造	1	2	882	2017	
07	1	95	三宅村レクリエーションセンター	坪田	体育館	'82年1月	築39年	RC造	1	2	837		
07	1	147	三宅村コミュニティセンター	伊ヶ谷	体育館	'07年4月	築14年	RC造	1	1	602		
07	2	4	三宅村インフォメーションセンター	坪田	一般事務所	'98年3月	築23年	SRC造	1	2	145		
07	2	96	三宅島自然ふれあいセンター「アカコッコ館」	坪田	本館	'93年1月	築28年	W造	1	1	295		
07	2	97	三宅島自然ふれあいセンター「アカコッコ館」	坪田	視聴覚棟	'93年1月	築28年	W造	1	1	257		
07	2	98	三宅島自然ふれあいセンター「アカコッコ館」	坪田	学習棟	'93年1月	築28年	W造	1	1	125		
07	2	99	三宅島自然ふれあいセンター「アカコッコ館」	坪田	休憩舎	'93年1月	築28年	W造	1	1	20		
07	2	100	ふるさと味覚館	阿古	飲食施設	'95年1月	築26年	RC造	3	1	247		
07	2	102	逢ノ浜の湯	坪田	公衆浴場	'99年1月	築22年	W造	1	1	495		
07	2	103	逢ノ浜の湯	坪田	機械室	'99年1月	築22年	RC造	1	1	44		
07	2	107	ふるさとの湯	阿古	公衆浴場	'95年1月	築26年	RC造	1	1	411		
07	2	108	リフレッシュふるさと館	阿古	宿泊・休憩舎	'97年1月	築24年	RC造	1	2	379		
07	2	144	伊ヶ谷ふれあい館	伊ヶ谷	待合所・倉庫	'83年	築38年	RC造	1	2	272	2014	
07	3	148	三宅村商工会	神着	事務所	'84年	築37年	RC造	1	1	188		
07	3	149	三宅村商工会	神着	倉庫	'93年	築32年	W造	1	1	25		
07	3	150	三宅村商工会	神着	資材庫	'91年	築30年	W造	1	1	19		
07	3	101	三七山スポーツ公園	坪田	事務所	'91年7月	築30年	RC造	1	1	79		
08	1	81	三宅村クリーンセンター	伊ヶ谷	焼却施設	'00年3月	築21年	SRC造	1	3	1,032	2017	
08	1	82	三宅村クリーンセンター	伊ヶ谷	粗大ごみ処理施設	'00年3月	築21年	S造	1	1	265		
08	1	83	三宅村クリーンセンター	伊ヶ谷	車庫棟	'00年3月	築21年	S造	1	1	28		
08	2	157	三宅村汚泥処理再生センター	伊ヶ谷	し尿処理施設	'11年3月	築10年	RC造	1	2	1,165		
08	2	158	三宅村汚泥処理再生センター	伊ヶ谷	車庫	'11年3月	築10年	S造	1	1	43		

施設			施設の概要								改修の実施状況(予定を含む)		
用途区分	施設No.	施設名	地区	用途名	建築年月日	築年	構造	棟数	階数	延床面積(m ²)	① 大規模改修;()年実施	② 耐震補強;()年実施	
											大	中	
08	3	33	三宅村火葬場	阿古	火葬場	'92年3月	築29年	RC造	1	1	242	2013	
08	3	162	三宅村火葬場	伊ヶ谷	火葬場	'19年6月	築2年	RC造	1	1	753		
09	1	113	大久保漁港船揚施設	伊豆	船揚施設	'93年1月	築28年	CB造	1	1	14		
09	1	114	神着船揚施設	神着	船揚施設	'00年1月	築21年	RC造	1	1	22		
09	1	118	坪田船揚施設	坪田	船揚施設	'95年1月	築26年	RC造	1	1	20		
09	1	139	阿古船揚施設	阿古	船揚施設	'99年1月	築23年	RC造	1	1	26		
09	3	135	いきいきお魚センター	阿古	販売施設	'96年1月	築25年	RC造	1	1	139	2014	
09	3	138	阿古トサカ処理場	阿古	作業場	'97年1月	築24年	W造	1	1	97		
09	3	141	阿古荷捌施設	阿古	荷捌施設	'81年1月	築40年	RC造	1	1	264	2018	
09	3	142	阿古蓄養施設	阿古	蓄養施設	'93年1月	築28年	S造	1	1	149	2013	
09	4	115	釜方天草倉庫 1	坪田	天草倉庫	'79年1月	築42年	RC造	1	1	64	2018	
09	4	116	釜方天草倉庫 2	坪田	天草倉庫	'67年1月	築54年	RC造	1	1	267		
09	4	117	旧漁協坪田支所	坪田	資材庫	'95年	築26年	W造	1	1	124		
09	4	140	阿古魚箱倉庫	阿古	倉庫	'84年1月	築37年	RC造	1	1	219	2019	
09	4	143	伊豆天草倉庫	伊豆	天草倉庫	'67年1月	築54年	RC造	1	1	137	2020	
09	4	136	阿古資材倉庫(旧活魚水槽)	阿古	倉庫	'00年1月	築21年	S造	1	1	119	2020	
09	5	134	阿古事務所	阿古	漁協事務所	'96年	築25年	RC造	1	2	408	2016	
09	5	54	旧坪田中学校	坪田	普通財産	'77年3月	築44年	RC造	1	2	1,470	1992、1993、2007、2009	
09	5	65	旧坪田中学校	坪田	普通財産	'92年11月	築28年	RC造	1	1	100		

(2) 公共施設（インフラ）の現状

① 道路（村道）

令和3年3月末現在、道路の状況を以下に示す。

幹線道路以外のその他道路が全体の約7割を占めており、その他道路の約1/3が車道幅員が狭く車両通行不能である。

また、通行可能な道路の舗装状況についても幹線道路については概ね舗装されているが、その他道路については、1/3が未舗装である。

種別	道路面積 道路敷 (㎡)	道路実延長 (m)									
		計		改良済			未改良				
		車両通行 不能区間 を含む	車両通行 可能区間	車道幅員			車道幅員				車両交通 不能区間
小計	5.5m 以上			5.5m ~3.5m	小計	5.5m 以上	5.5m ~ 3.5m	3.5m 未満			
1級	71,458	14,257	14,185	9,221	1,983	7,238	5,036	20	136	4,880	(72)
		(100.0%)	(99.5%)								
2級	36,580	8,832	8,704	5,875	14	5,861	2,957	25	146	2,786	(128)
		(100.0%)	(98.6%)								
その他	296,679	77,894	50,698	36,450	7,600	28,850	41,444	57	246	41,141	(27,196)
		(100.0%)	65.1%								
計	404,717	100,983	73,587	51,546	9,597	41,949	49,437	102	528	48,807	(27,396)
		(100.0%)	(72.9%)								

※ 道路実延長には橋梁延長が含まれる。

種別	路面別実延長(橋梁以外の車両通行可能区間)(m)						橋梁		路線数
	計 ①	舗装			未舗装		箇所数	延長(m)	
		高級	簡易	コンクリート	実延長 ②	割合 ②/①			
1級	14,257		9,766	3,346	1,145	8.0%	2	15	15
2級	8,832		6,326	2,503			7	74	15
その他	77,894	2,926	30,456	18,041	26,471	40.0%	16	292	213
計	100,983	2,926	46,548	23,890	27,616	27.3%	25	381	243

※ 道路実延長には橋梁延長が含まれる。

② 橋梁

令和3年3月末現在、村道に架かる橋梁は、全体で25橋があるが、その内3橋が車両交通不能であり、建設年次が不詳の橋梁が7橋ある。

また、築20年以内の橋梁が全体の48%を占めている。

道路種別	項目	経過年別						
		計	不明	50年以上	33年～50年	20年～33年	10年～20年	10年未満
1級	箇所数	2		1			1	
	延長(m)	14.68		6.60			8.08	
2級	箇所数	7	1			2	4	
	延長(m)	74.47	5.02			21.65	47.80	
その他	箇所数	16(3)	6(2)	1(1)	1	1	6	1
	延長(m)	285.83 (12.74)	27.10 (8.31)	4.43 (4.43)	5.10	6.80	225.10	17.30
計	箇所数	25(3)	7(2)	2(1)	1	3	11	1
	延長(m)	374.98 (9.04)	32.12 (8.31)	11.03 (4.43)	5.10	28.45	280.98	17.30

図表-6 橋梁の一覧

整理番号	名称	箇所	道路の種類	橋梁延長(m)	橋梁幅員(m)		道路部面積(m ²)	経過年数		現況		
					総幅員	車道		建設年次	築年	車両交通不能	通行制限あり	通行制限なし
1	筑穴橋	三宅村坪田 2897	二級	8.80	4.00	3.50	35.20	1994	27			*
3	道の沢1号橋	三宅村坪田 4717	その他	6.80	4.00	3.50	27.20	1990	31			*
4	夕景橋	三宅村阿古 42-2	その他	6.26	3.00	2.50	18.81					*
5	高根橋	三宅村伊ヶ谷 233	その他	4.61	2.55	2.05	11.76			*		
9	平山2号橋	三宅村伊豆 977	その他	3.33	4.20	3.70	14.16					*
10	曾里川橋	三宅村伊豆 294	一級	6.60	4.50	4.00	29.70	1968	53			*
11	草木橋	三宅村伊豆 460	その他	3.70	4.53	4.03	16.89			*		
12	姉川1号橋	三宅村伊豆 964-1	二級	5.02	5.01	4.51	25.15					*
13	志らたき橋	三宅村神着 590-2	その他	4.43	3.12	2.62	13.82	1938	83	*		
14	ようがさわ1号橋	三宅村神着 359-2	その他	4.55	5.10	4.60	23.18					*
15	ようがさわ2号橋	三宅村神着 488	その他	6.31	4.00	3.50	25.24					*
16	ハルゲ橋	三宅村伊豆 121	その他	5.10	3.60	3.10	18.38	1975	46			*
17	赤沢橋	三宅村神着 185-1	その他	4.60	4.84	4.34	22.67					*
18	大里橋	三宅村坪田 2893	二級	12.85	4.00	3.50	51.40	1996	25			*
19	長沢橋	三宅村伊ヶ谷 534	その他	8.70	5.00	4.50	43.50	2003	18			*
20	岡庭橋	三宅村伊ヶ谷 530-3	その他	9.01	5.00	4.50	45.05	2003	18			*
21	坊田沢橋	三宅村伊豆 998	その他	10.00	5.10	4.60	51.00	2004	17			*
22	長池橋	三宅村伊豆 959-2	二級	8.60	5.60	5.10	48.16	2004	17			*
23	川田沢橋	三宅村神着 896	二級	14.80	3.00	2.50	46.59	2004	17			*
24	赤沢1号橋	三宅村神着 169	二級	12.10	4.00	3.50	48.40	2004	17			*
25	坪田海岸橋	三宅村坪田 1306	一級	8.08	8.58	8.08	59.66	2005	16			*
26	金層沢橋	三宅村坪田 1658-2	その他	16.64	5.00	4.50	83.20	2002	19			*
27	湯舟大橋	三宅村神着 162-2	その他	172.9	6.50	5.50	1,277.90	2006	15			*
28	伊豆川橋	三宅村伊豆 138-2	その他	7.85	7.28	6.78	57.15	2011	10			*
30	ずなご橋	三宅村坪田 1306-7	二級	12.3	4.00	3.50	49.2	2010	11			

※ 台帳番号2, 6, 7, 8, 29番は欠番。

③ 簡易水道施設・上水道管渠

令和3年3月末現在、上水道は全て簡易水道事業であり、水源は全て地下水で全島に点在する10か所の井戸で取水し、各戸に配水している。

水源から送水施設までの導水管の延長は約13km、幹線管路の送水管は約36km、末端の配水管延長は約54kmである。

なお、本村では、排水処理は全て合併浄化槽で対応しており、公共下水道は整備されていない。

(単位:m)	導水管						送水管						合計
内径(φ) mm	65	75	100	150	200	計	50	75	100	150	200	計	
西回りルート	4	242	727	4,862	4,551	10,386		31	542	8,808	7,928	17,309	27,695
東回りルート		114	362	2,444		2,920	92	3,052	2,367	13,136		18,647	21,567
合計	4	356	1,089	7,306	4,551	13,306	92	3,083	2,909	21,944	7,928	35,956	49,262

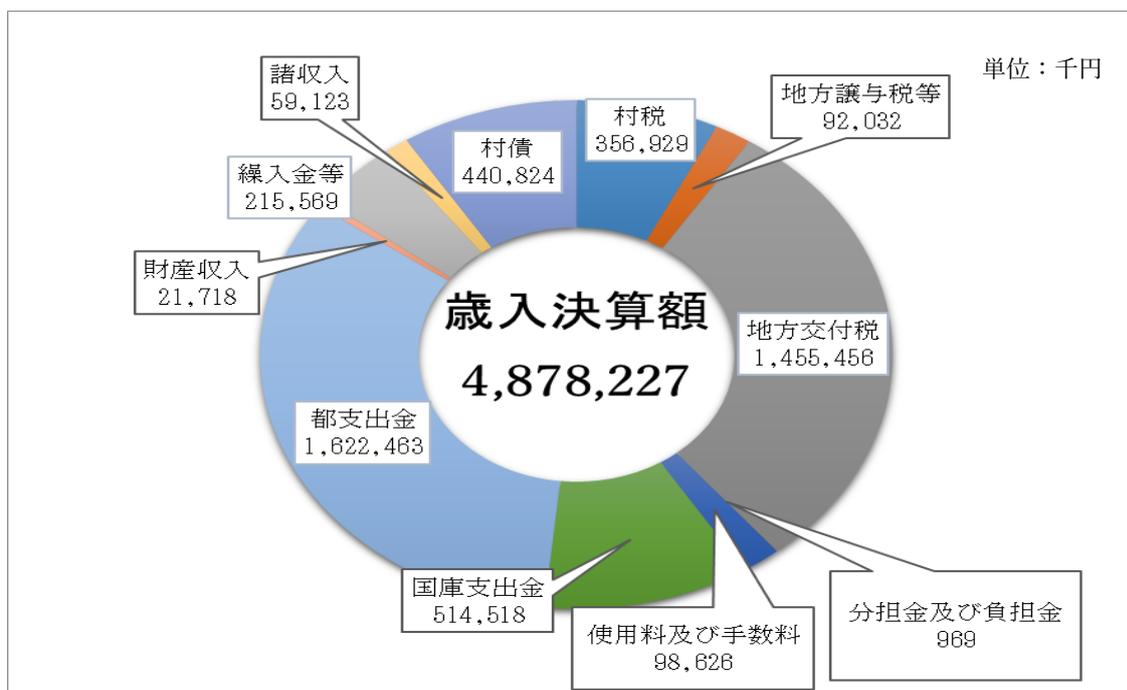
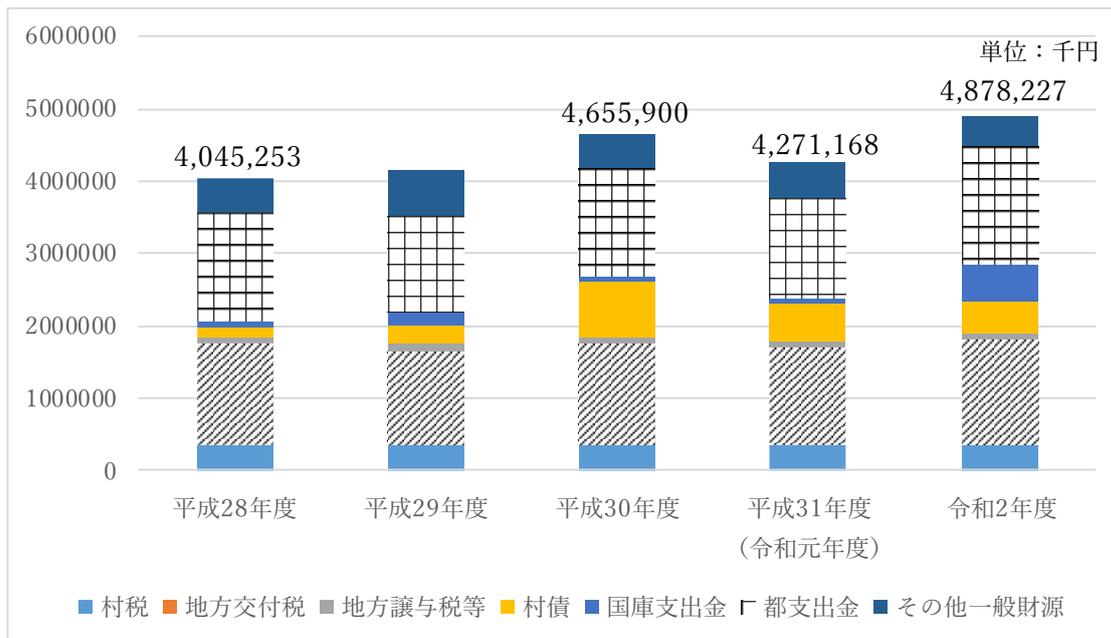
(単位:m)	配水管								
内径(φ) mm	20	25	30	40	50	75	100	150	計
西回りルート	115		2,115	1,126	13,292	12,992	3,413	186	33,239
東回りルート	148	290	376	162	9,564	8,453	1,562		20,555
合計	263	290	2,491	1,288	22,856	21,445	4,975	186	53,794

第3節 財政の状況

(1) 歳入決算額の状況（一般会計）

令和2年度の一般会計における歳入決算額は4,878,227千円となっており、地方交付税と都支出金で歳入の約60%を占めている。

図表-7 歳入決算額の推移(普通会計決算)

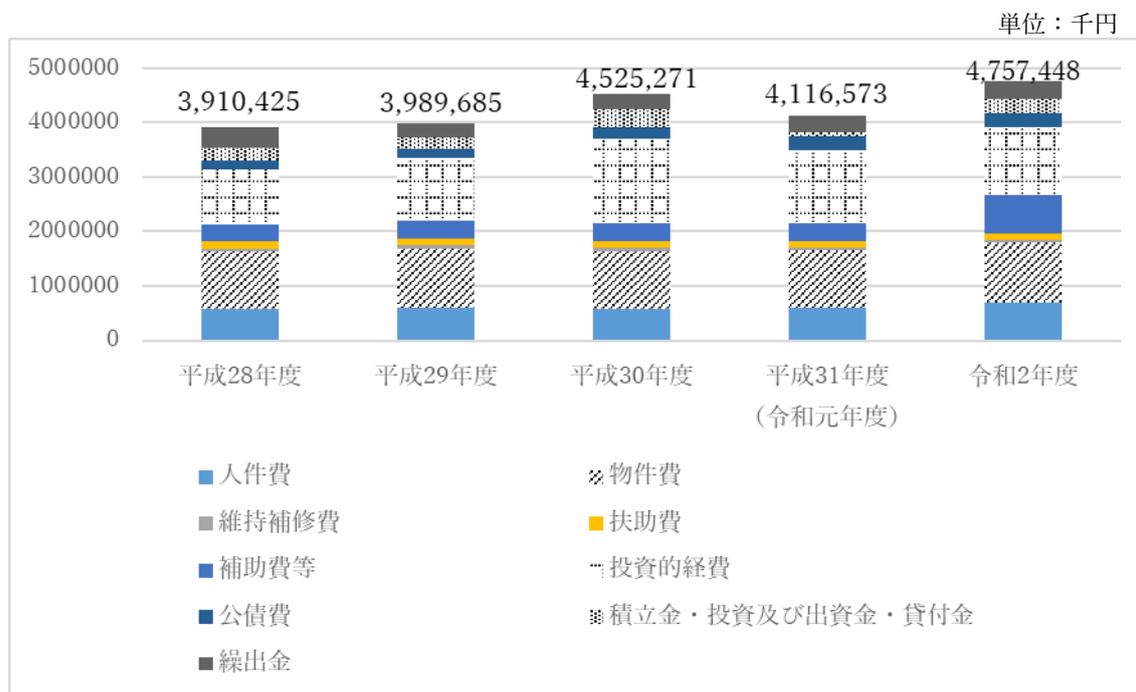


出典: 三宅村

(2) 歳出決算額の推移（一般会計）

令和2年度の一般会計における歳出決算額は4,757,448千円となっており、投資的経費は約25%を占めている。過年度の大型投資的事業に伴う起債発行により公債費は増加傾向にある。

図表-8 歳出決算額の推移(普通会計決算)



出典：三宅村

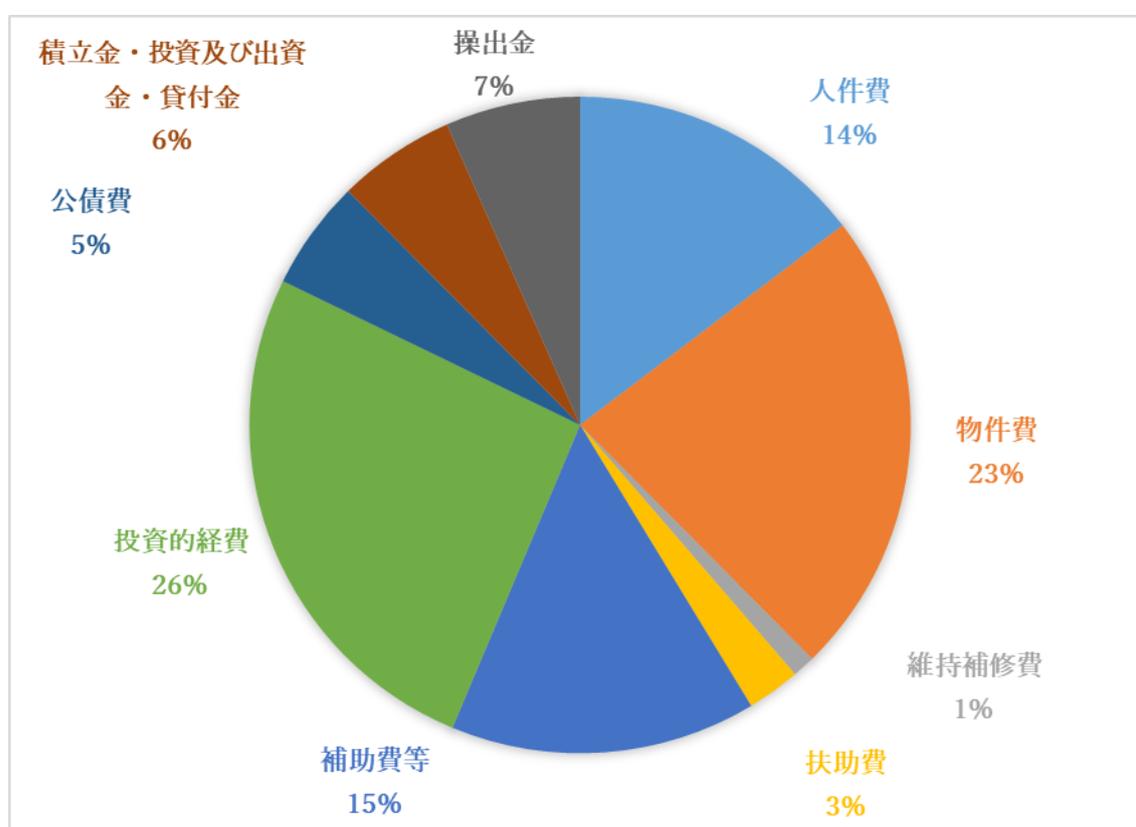
(3) 歳出決算額の性質別内訳（令和2年度普通会計決算）

人件費では、会計年度任用職員制度の導入に伴い対前年度比 97,053 千円 16.2%の増となった。物件費においては、対前年度比 44,757 千円 4.2%の増、維持補修費は、離島特有の塩害や風害等による施設老朽化により、対前年度比 3,220 千円 6.4%の増となった。

扶助費は、国や東京都の制度に基づくものが大部分であり、単独事業が少ないため、対前年度比 4,217 千円 3.5%の増となった。補助費については、空き家改修補助や新型コロナウイルス感染症対策補助金等に伴い対前年度比 370,782 千円 108.7%の増となった。

積立金では対前年度比 193,919 千円 240.3%の増、公債費は、大型投資的事業の起債の影響により対前年度比 15,058 千円 6.2%の増となった。繰出金は、新型コロナウイルス感染症の影響等により対前年度比 20,955 千円 7.1%の増、投資的事業では、大型投資的事業完了に伴い対前年度比△109,086 千円 8.1%の減となった。

図表-9 歳出決算額の性質別内訳(普通会計決算)



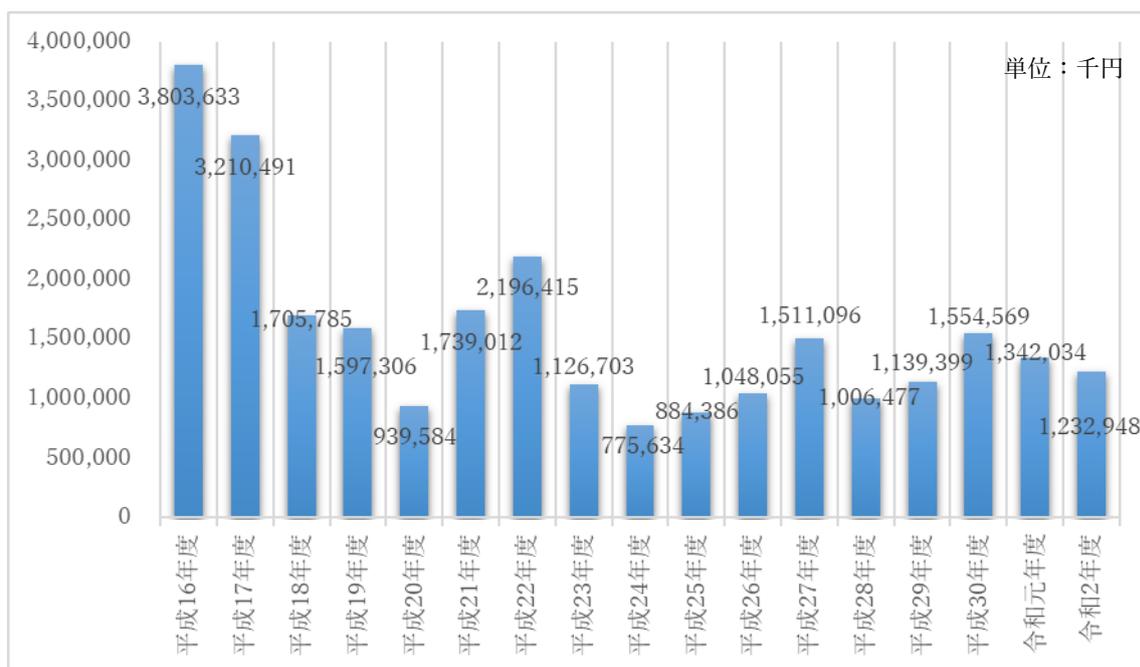
出典：三宅村

(4) 投資的経費の推移及び内訳（普通会計）

投資的経費は帰島時の平成16年の38億円をピークに減少傾向にあり、令和2年度には15億円まで減少しているが、平成30年度から令和元年度については、新火葬場の整備による投資的経費が増加している。予算全体に占める割合は34.0%となっており、依然高い状況にある。

今後とも総合計画のローリングと併せ、本計画において事業の取捨選択と平準化等に務め、その増加に充分注意する必要がある。

図表-10 投資的経費の推移及び内訳（普通会計決算）



出典：三宅村

第4節 公共施設等の中長期的な更新費の試算

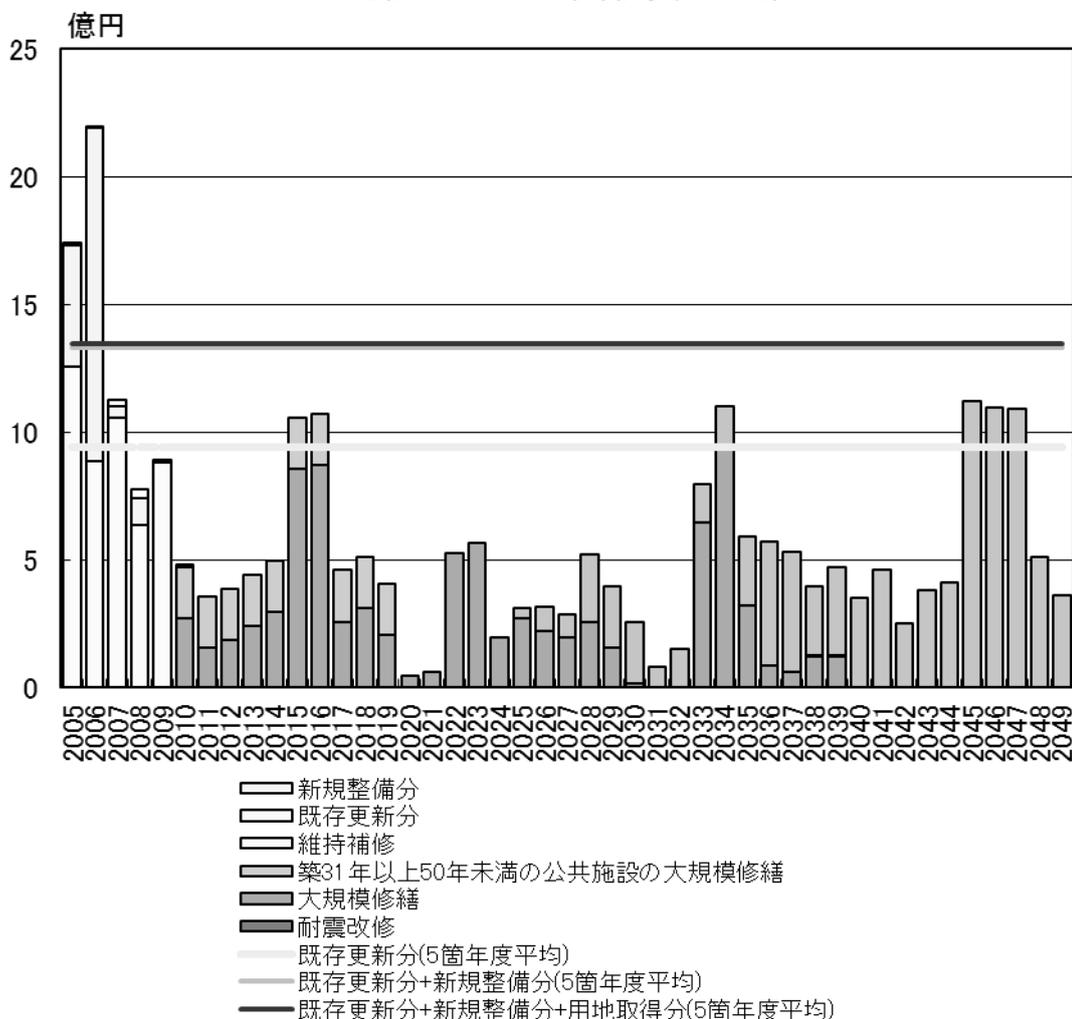
(1) 更新費用の将来の見通し

今後各施設の老朽化がますます進み、施設の更新費用が増大していくことが予想される。そこで、公共施設等の質と量、コストの最適化を効率的かつ効果的に行うために、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を立てるにあたり、本村の公共施設を、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」を用い、の更新費用の推計を行った。

その結果、総務省の計算ソフトでは、今後40年間の更新費用は198億円を超えることが予想され、単純に計算しても年額で5億円を要することとなる。

また、近年の労務単価の上昇や円安による燃料費の高騰、また予定される消費増税等費用の増額による財政負担が懸念される。

公共施設の将来の更新費用の推計



※ 公共施設は、耐用年数30年での更新を前提に、整備年度ごとの延べ床面積に更新単価を乗じることにより算出

(2) インフラ資産の現状と課題

① インフラ資産の現状

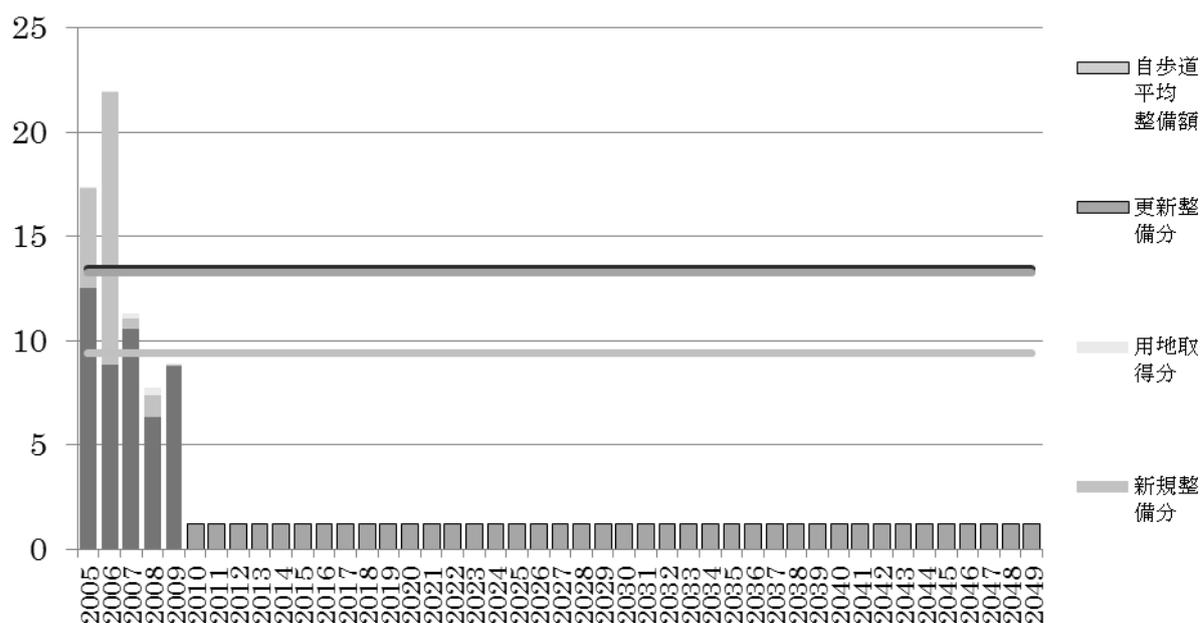
種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	99,785m
	橋梁	355m
農業施設	林道	6,505m
	農道	10,576m

※ 数値は総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」推計時。

② インフラ資産将来更新費用の推計（道路）

道路の更新費用は今後40年で48億円に及び1年あたりの整備額1.2億円と予想される。

道路の将来の更新費用の推計



※ 道路施設は、現在道路の総面積を舗装の耐用年数15年で割ったものを1年間の舗装の更新量として算出

(3) 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

① 公共施設の管理上の課題

地方公共団体の普通会計は単年度ごとに歳入・歳出を管理するため、公共施設の建設から維持管理経費、解体費のほか人件費等すべての費用を把握することが出来ず、減価償却を含めた資産状況が確認できない状況にある。

今後は、公会計制度のもと、公共施設を用いた行政サービスの提供に係るすべてのコストを把握し、保有する公共施設の資産状況を明確に把握した上で、適正に管理していくことが求められている。

② 人口及び財政状況等に関する考察

平成12年の噴火災害に伴う全島避難は、島のインフラのみならず人口にも大きな影響を及ぼし、3,831人の平成7年国勢調査人口は噴火災害を挟んだ20年後の平成27年には2,482人となり1,349人が減少し、令和2年の人口は2,273人となり、5年の間で209人が減少した。

特に児童・生徒の減少は著しく、被災前は小中それぞれ3校あった学校は、避難解除後は統合され、各1校体制へと大幅に減少し、少子高齢化が大きく加速した。

また、国立社会保障・人口研究所の平成47年度の本村推計人口では、年少人口には大きな変化はないものの、生産年齢人口を中心に、総人口の減少が見込まれている。

これらを勘案しつつ財政面を推計すると、生産年齢人口の減少は村税の各種収入に大きく影響を及ぼすとともに、人口減少は交付税算定にも影響し基礎数値減による交付金の減額も懸念され、様々な要素を検討してもプラスに転じる要素は見出すことは難しい。

さらには都市部への人口集中や人口流出自治体間の競争が激化するなど、本村を取り巻く環境は厳しさを増し、舵取りを誤れば負の連鎖による財源不足という厳しい状況も想定される。それにもかかわらず、公共施設数は大きな変動が無く、統廃合後の未利用施設や災害復旧が難しいなどの理由により遊休化した施設もあり、その維持管理経費は村財政を圧迫している。今後の動向によっては更なる空き施設の増加も予想されその財源の確保は大きな問題となる。このため年齢構成の変化、財政状況の見込みなどから予想される様々な諸課題を充分予測・検討し、施設再編等による最低限の経費でサービスの保持ができる体制を引き続き継続する必要がある。

■ 公共施設マネジメントの必要性

- ・老朽化の著しい施設の建替えや大規模改修に向けた大幅なコスト増加への対応が必要
- ・予防保全型の維持管理に向けた全庁的なデータの整理・収集・管理体制の整備が必要
- ・施設の複合化や用途変更など、保有施設についての検証や見直しが必要
- ・今後も持続可能な公共施設等の維持、運営のためのコスト縮減、財源確保が必要

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

第1節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本村では、本計画の基本方針に沿った公共施設等の効率的な維持管理を実施する。実施にあたっての、本村の全庁的な取り組み方針は次の通りとする。

【方針の決定について】

- ・公共施設等の配置、あるいは運営及び整備等に係る方針に変更が生じる場合、庁内における三宅村公共施設利用計画検討委員会において協議し、その後、三宅村総合開発委員会に諮問、村長への答申をもって方針を決定する。

【所管課について】

- ・本計画の策定、進捗管理等は、所管課が担当し、公共施設等の管理に関する方針や運用等に向けた関係課との調整を行い、総合計画等他計画との整合を確認する。

【整備実施について】

- ・日常的な営繕補修等の整備及び実施計画・管理等は所管課が担当し、運用にあたっては施設を運用する所管課（または施設管理者）がその管理にあたることとし、全体の計画・進捗管理等は関係課との調整事項とする。

【全庁的な取り組み】

- ・公共施設を運用する所管課（または施設管理者）は、住民サービスの提供のあり方を検討し、ソフト面における公共施設等の効率的な維持管理と活用について推進する。
- ・台帳、施設の修繕・工事履歴情報等については、所管課ごとの適切な情報管理に努め、庁内における将来的な情報の一元化を図る。
- ・公共施設等の新設、廃止等の整備にあたっては、住民ニーズの把握・調整を図り、利用者ニーズに沿ったものとする。
- ・個別の施設整備を進める際は、関係課と公共施設等の現状や財政状況等の情報を共有し、本計画に基づいた整備を推進する。

第2節 公共施設等の在り方に関する基本的な考え方

(1) 本村の公共施設等の将来の方向性

将来に向けての公共施設等の管理に関する基本的な考え方を整理し、これまでの公共施設等の整備の状況と今後予測される社会変化から、本村の公共施設等が目指していく方向性を次の通りとする。

① これまでの公共施設等の整備状況

本村では、平成17年の全島帰島以来、全住民の帰島を支援するとともに、定住環境の向上・良化に取り組み、ライフラインや公共施設等の整備に努めてきた。

しかし、人口の減少は本計画において示したように深刻であり、利用者の減少により、今後、施設の再配置や統廃合等の人口規模に応じた施設整備が求められる。

なお、本村では、他地域に比べ、離島という立地による塩害や風害、多雨による湿気等により、通常より劣化の進行が早い状況にあることから、長寿命化を推進する上では、定期的な調査・補修に努める必要がある。

② 社会変化の予測からみる公共施設等の課題

人口減少とともに、人口構成の変化も予測されており、総人口が減少する中で、少子化により2025年を境に生産年齢人口が減少し、団塊ジュニア世代が高齢化を迎える2040年以降には、高齢者人口の比率がさらに高まることが予測されている。

このため、住民サービスのあり方も人口構成に合わせて変化していくことから、長期的な視点で公共施設等の整備を進めることが必要である。

さらに、既に建設した公共施設等の更新時期も到来するため、更新費等の支出も負担になることと併せ、将来において歳入の変動や扶助費の増加により投資的経費が減少することになれば、公共施設等の維持更新が困難となることが考えられる。

③ 本村の公共施設等の将来に向けて

本村では、今後予想される人口減少及び人口構成の変化を見据え、公共施設の適切な配置を検討する必要があり、これによりコストの削減に努め、長寿命化を推進するために不足する公共施設等の維持管理財源を生み出すことが求められる。

また、施設整備等により、住民サービスの低下に陥ることがないように、長期にわたる活用のビジョンをもった配置を引き続き努めることとする。

(2) 公共施設管理等の基本方針

① 公共施設管理の基本方針

公共施設等の現状と課題を踏まえ、本村の公共施設を効率的かつ効果的に管理するための基本方針を次の通りとする。

ア 総資産の適正化

- ・原則として新設はせず、新設が必要な場合は、費用対効果や地域の活性化を充分考慮した上で整備する。
- ・廃止・複合化・集約化・用途変更など、施設の総量を制限する。
- ・地域のニーズや社会情勢を的確に捉え、中長期的視点から計画的な整備を実施し、人口の減少や厳しい財政状況を踏まえ、サービス水準を確保しながら施設数量の最適化を図る。
- ・施設廃止に伴う跡地は、売却・払い下げ等により処分し、財源の確保や経費節減に努める。
- ・インフラ資産については、村民生活の安全性や重要性を充分考慮し適正化を図る。
- ・老朽化が著しく施設利用に危険が生じる場合や、改修費用が膨大になり財政上の課題となる施設等については、施設の解体等を検討し適切な整備措置を講じる。

イ 長寿命化の推進

- ・壊れてから修繕するのではなく、計画的に修繕を行いながら施設を長期間使用できるよう措置を講じる。
- ・更新・修繕期間の集中化を避け、歳出予算の平準化を図る。
- ・施設ごとの特性を考慮し計画的に維持管理を行う。
- ・インフラ資産はライフサイクルコストを考慮し、長期間使用できるよう措置を講じる。

ウ 民間活力の導入

- ・指定管理者制度等、民間のもつノウハウを積極的に導入するなど、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービスの向上を図る。

② 公共建築物の基本方針

公共建築物については『質』、『量』、『財政』の観点から、本村が抱える課題を解決し、施設の効率的な管理運営と最適化を目指すことで、将来にわたって必要となる住民サービスを持続的に提供できるようにする必要がある。

このため、本計画における公共建築物の効果的かつ効率的な活用については次の通りとする。

ア 保有施設の現状把握

- ・施設の配置、利用度、維持管理コスト、老朽化度の把握に努める。
- ・施設利用者のニーズを把握し、適正な施設配置を検討することにより、資産保有量の最適化を図る。
- ・日常の安全点検から事故を未然に防ぎ、必要に応じて、老朽化対策や耐震化などを適切に行い、安全性の確保に努める。

イ 方向性の検討

- ・地域のニーズや活性化、社会情勢、財政状況から方向性を検討する。
- ・受益者負担の原則に基づく利用料金の適正化や、資産活用による資金調達・財源確保のあり方を検討し、将来にわたっての持続的な施設運営を目指す。

ウ 評価

- ・総合的な評価基準として、「長寿命化 改築」、「縮小 複合化 集約化」、「機能廃止 用途変更」、「施設廃止 解体 売却」等の評価基準を設定し、今後の評価のあり方を整理する。

エ 総合計画及び事業実施計画との整合・実施

- ・国や東京都の計画において整備が計画されるものについては、総合計画等の庁内計画との整合性に留意し、必要に応じた整備の推進を図る。
- ・整備事業等については、総合計画及び事業実施計画に基づき実施するものとし、実施計画外の事業が生じた場合は、適宜、総合計画との整合を図るものとする。

③ 公共施設（インフラ）の基本方針

公共施設（インフラ）は、住民生活を支える重要な都市基盤となる施設であり、将来にわたって住民の安全・安心、快適な生活を担保するため、計画的な維持管理が必要である。

また、公共施設（インフラ）においても公共建築物と同様に、今後老朽化による施設更新が必要になるため、定期的に発生する維持管理コストの効率化や管理水準の見直しなどの検討を進め、更新コストの縮減も必要となる。

本村では、『質』、『量』、『財政』の課題のうち、公共施設（インフラ）の性質上、『量』の縮減は困難であるため、『質』と『財政』の観点から、適切な維持管理を目指す。

ア 保有施設の現状把握

- ・定期点検等により、劣化進行状況の把握に努める。
- ・計画的な維持管理や点検結果に基づく早期の修繕に努めることで、未然に重大事故等を防ぎ、安全・安心を確保することで住民の日常生活を守る。

イ 方向性の検討

- ・安全性、社会情勢、地域のニーズや環境へ配慮しつつ、財政状況を踏まえ方向性を検討する。
- ・安全を優先した上での管理水準の見直しを行うことで施設の長寿命化の推進を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指す。

ウ 評価

- ・総合的な評価基準として、「更新」「補修」等の評価基準を設定し、今後の評価のあり方を整理する。

エ 総合計画及び事業実施計画との整合・実施

- ・国や東京都の計画において整備が計画されるものについては、総合計画等の庁内計画との整合性に留意し、必要に応じた整備の推進を図る。
- ・国土交通省等の所管省庁ごとのインフラ長寿命化計画や指針等に基づき個別施設計画を策定する場合は、本計画及び総合計画等との整合性を図り、維持管理を進る。
- ・整備事業等については、総合計画及び事業実施計画に基づき実施するものとし、実施計画外の事業が生じた場合は、適宜、総合計画との整合を図るものとする。

第3節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・公共施設は、本村が保有する重要な資産として適正な管理を行っていく必要があり、また安全性を保つ必要もあるため、適切な整備・点検に努める。
- ・施設管理者による日常点検の実施及び点検の効率化を図るとともに、庁内においては、将来的に定期点検の結果や修繕履歴等を集約したデータベースを構築することで、適正な管理を行い、安全性を高めることのできる運用体制を図る。
- ・インフラ施設は、国の基準や指針に従い、適切な頻度で点検を実施し、老朽化の状況を把握した上で必要に応じた診断を行う。また、点検・診断結果を把握し、個別計画や修繕工事に活かし、メンテナンスサイクルの構築に生かす。
- ・特に島しょの特性から、塩害や風雨による建造物への被害には、十分に留意する。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・公共施設の維持管理は、従来の事後保全的な対応から、今後は利用者の安全及び施設の長寿命化を見据えるとともに、予防保全型の修繕・更新に努める。
- ・施設の更新時には、公民連携の手法を検討する。また、PPP/PFIを導入する場合は、他自治体の事例を参考とし、研究を進める。

(3) 安全確保の実施方針

- ・施設利用における事故を未然に防ぐために、施設管理者が安全点検を実施する。また、万一の事故や災害が発生した時の損害を最小限にとどめ、被害拡大を防ぐため庁内整備担当課と連携して早期の復旧を講じる。
- ・インフラ施設は、日ごろの安全管理に加え、災害時には庁内に復旧のための危機管理体制を構築し、住民生活への影響が最小限になるよう安全確保に努める。

(4) 耐震化の実施方針

- ・学校施設は、耐震診断の結果を踏まえて耐震改修が完了しているが、耐震化が未実施の施設については、計画的にその実施を図る。
- ・インフラ施設については、重要橋梁や重要管路を中心に耐震補強や耐震化を図る。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・ 定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、機能的な改善も図りながら長寿命化を推進していく必要があることから、長寿命化を目指した適切な管理に努める。

(6) 統合や廃止の実施方針

- ・ 本村の人口構成や住民サービス等の変化から、維持管理コストと比較して負担が大きいと判断される施設については、修繕・更新の時期に合わせ、存廃を含めたあり方を検討するとともに、再配置の検討を行う。
- ・ 施設の再配置の検討が必要で、特に住民にとって影響が大きいと考えられる場合については、広報紙やホームページ等による情報発信とともに、十分な合意形成に努める。
- ・ 施設利用に危険が生じる場合や、財政上の課題となる施設等については、施設の解体等を検討し、施設機能の分散や住民ニーズといった解体後の状況を精査し、適切な整備を実施する。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ **【財政担当との連携】** …中長期的な視点での施設整備・運営管理には財政措置は不可欠なことから、総合計画及び事業実施計画との整合性を持たせ、予算編成段階から関係課と連携しながら推進する。
- ・ **【住民との協働】** …公共施設に係るサービスの提供過程には住民と行政の相互理解が重要となることから、必要に応じ住民への情報提供や意見を求めながら事業を推進する。
- ・ **【職員への意識改革】** …全庁的な計画推進のため、職員ひとりひとりの意識改革が必要となる。公共施設に関する現状を全職員が把握し、厳しい財政状況の中、いかに経済的かつ効率的に施設運営していくか、コスト意識の高揚等の情報共有に努める。
- ・ **【フォローアップ】** …本計画について、総合計画及び事業実施計画を基準に進捗管理や見直しを行い、継続的な取り組みを推進する。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 公共施設等の改修や更新等を行う際には、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、住民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた整備を実施する。
- ・ 既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、ユニバーサルデザインの整備を検討する。

(9) P D C Aサイクルの推進方針

- 本計画は「三宅村総合計画」の事業実施計画によって、本計画を策定していることから、事業実施計画の更新等に合わせ、本計画に掲げた目標を達成するための進捗管理と点検評価のP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルの考え方に基づき計画の随時見直しと充実に努める。
- 本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、関係団体への周知やホームページ等への掲載により村民へ公表する。

第4章 類型施設ごとの管理に関する基本的な方針

第1節 公共建築物の管理に関する基本的な方針

(1) 学校関係施設

- ・学校施設については、日常的な点検の実施体制等を検討し、施設の長寿命化を推進するものとするが、小中学校の校舎は建設から40年以上が経過し、耐震診断を実施しているものの老朽化が進んでいるため、新校舎の建設を検討する。
- ・廃校となった施設の活用方を引き続き検討し、効果的な施設管理・運営に努める。

(2) 役場関係施設

- ・令和3年度現在は旧阿古中学校を臨時庁舎として利用している状況にあるが、円滑な執務の執行環境を確保し、また災害対策本部としての機能を確保するために、新庁舎の整備を検討する。整備にあたっては、村の行財政状況を踏まえ、適切な時期に実施する。
- ・消防施設については、平常時は防災活動の中心として、災害時は延焼を最小限に抑えるための施設として役割を果たしている。施設運用は今後も現状維持とするが、「災害に強い島づくり」を目指すため、分団詰所の新設や既存施設の修繕等を実施する。
- ・職員住宅は、長寿命化を目指し、適宜、維持管理と補修に努めるものとするが、老朽化や劣化の著しい住宅については、解体を行う。

(3) 医療関係施設

- ・本村の医療施設としては、中央診療所と歯科診療所が神着地区にあり、島内唯一の診療機関として極めて重要な施設である。今後も、患者が適切な医療を迅速に受けられるよう、施設の長寿命化を推進し、適切な維持管理に努める。
- ・中央診療所については、不測の災害時に対応できる医療施設と救急患者発生時に迅速かつ確実に都内の高次医療機関に搬送できる体制を整えておく必要があることから、救急体制の構築とともに、その機能を担うための施設整備を推進する。

(4) 住宅施設

- ・村営住宅は、現状維持を原則的な方針とするが、移住定住施策との整合及び老朽住宅の更新が必要になった場合は、将来的な人口構成等の変化を考慮して、適正な住宅サービスの供給を目指した整備を進める。
- ・既存の村営住宅は、長寿命化を目指し、適宜、維持管理と補修に努めるものとするが、耐用年数が経過する村営住宅については、現況調査を実施し、今後においても使用可能と判断された場合は、定住促進用住宅として施設の活用を図る。

(5) 社会教育・文化施設

- ・社会教育系施設は、郷土資料館（図書館含む）、コミュニティセンター等、子供からお年寄りまで幅広く地域の活動に活用されており、今後も施設の利活用のため、より良いサービスの向上を図る。
- ・郷土資料館は、教養文化活動の振興と文化交流の促進を図るための施設であり、今後は、それら機能を充実させ、本島の文化交流拠点施設としての活用を図る。
- ・新たな地域住民の集会の場及び芸術文化の振興を図るため、平成27年度に三宅村文化会館（坪田地区）が整備されたことから、本島の芸術文化活動の拠点としての活用を図る。

(6) 福祉関係施設

- ・高齢者サービスを提供する施設として、老人福祉館等を有しているが、今後の人口動向により、適宜、施設の在り方を検討する。
- ・未活用の既存施設（旧施設含む）については、転用等の活用策を検討するとともに、必要に応じて、そのための改修整備を行う。
- ・保育園機能を果たす保育施設は、みやげ保育園の1園であるが、施設自体が古く、現在の園運営に応じた改修等を行う必要があったため、平成30年度に施設の増築を行ったが、近年では保育を取り巻く制度の変化によって、保護者の保育園に対するニーズも高まっていることから、今後とも更なる施設運用の整備を図る。

(7) 体育・レクリエーション施設

- ・スポーツ施設は、住民の健康を増進するために必要な施設であり、適切な維持管理を行うとともに、施設運営にあたっては指定管理等による施設管理を図る。
- ・本村はスポーツの活動が盛んな島であるが、島内には総合的な体育施設が整備されていない。このため、島外団体とのスポーツ交流ができる陸上競技場や野球場等を備えた総合グラウンドを整備を検討する。
- ・本村の公共施設は、観光・産業施設も含めて、島内外の不特定多数の利用者があることから、利便性とサービス向上のため、適宜修繕、更新等を推進する。
- ・施設については、利用者の利便性を考慮し、バリアフリー化等、施設の整備及び改修に取り組むものとするが、来島者数や観光を取り巻く状況等も勘案し、適切な施設整備を行う。
- ・本村は、観光が主要な産業であることから、魅力的な観光地づくりを推進するため、観光振興施設や物販所等の整備を推進する。

(8) 環境衛生施設

- ・三宅村クリーンセンター、三宅村汚泥再生処理センターは、生活環境の保全に重要な施設であり、計画的な点検・整備等による長寿命化を推進し、安定的な運用を目指す。しかし、ランニングコストやメンテナンス等の費用が財政課題となっており、将来的な施設運用の在り方や、個人設置型合併処理浄化槽の設置推進等、財政削減の方策を検討する必要がある。
- ・老朽化の進む火葬場については大規模改修を実施し、施設の延命を図っているが、施設の老朽化が著しいため、新たな火葬場整備を推進する。
- ・公衆トイレについては、衛生美化に努めるとともに、適切な管理を行う。

(9) その他施設

- ・遊休化している施設については、避難施設としての活用や、研修施設等の観光的な利用等の可能性もあることから、計画的な維持管理に努め、長寿命化を図る。
- ・用途廃止後に使用予定のない施設については、建物を解体し、土地の転用または売却し、有効利用を図る。その他の公共施設については適切な維持管理を行う。
- ・観光客を主とする施設については、そのニーズを把握し、適切な配置・管理に努める。
- ・農林水産業の振興のため、老朽化した施設の撤去、新施設の整備・改修等の産業基盤の整備を適切に行い、計画的な実施を図る。

第2節 公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針

（1）道路（村道）

- ・ 今後、予防保全型の管理に移行させるため、定期的な頻度での目視点検及び機械点検を行い、整備状況等の適切な把握に努める。
- ・ 集落内道路の路面の不良箇所や、幅員の狭い路線も多いことから、適切な維持補修の時期を把握、計画的な整備を実施し、路面の正常な保持に努める。
- ・ 居住する住民がおらず、観光レクリエーション的にも、必要性が低い地区の道路については、農道や林道への変更や廃止も含めて検討し、維持管理費の削減に努める。
- ・ 歴史的価値・観光価値のある道路景観や、消防対策のための導線確保に重要な道路等については、道路保全の方策や幅員拡張等工事を検討し、適切な時期に整備を実施する。

（2）橋梁

- ・ 橋梁の点検・整備は、国及び都の要綱等に基づき、適切に実施し、点検結果を十分把握し、健全性の診断を行う。
- ・ 計画的な維持管理を行い、修繕・更新を行うことで、事後保全的な対応から予防保全的な対応に転換を図り、橋梁の長寿命化を図る。
- ・ 利用者の安全確保として、点検・診断結果により機能に著しく支障が生じており、通行に危険があると判断した橋梁においては、修繕・更新（架替え）が完了し、機能の安全が確保できるまで通行止め等の措置を行う。なお、通行止め等の措置は地域防災計画等に基づくものとする。

（3）簡易水道施設・水道管渠

- ・ 三宅村簡易水道施設及び茅場浄水場内に設置されている膜ろ過施設等の効率的な管理運営を図りながら、簡易水道施設監視システムの管理、水源・配水池等の施設設備の更新、配水管の整備を実施し、安定した給水体制を確保する。
- ・ 島内全域がほぼ給水可能となっているが、今後は、目標である定住人口及び観光客の増加に対応するための水道供給施設の整備や増強を図る。
- ・ 老朽化した水道管渠は、地震時等に正常な機能を保つことが厳しいと考えられ、大きな役割を果たす管渠が、地震等によって破断事故を発生した場合、断水する恐れがあるため、優先的に耐震化を実施する。

三宅村公共施設等総合管理計画

発行年月：平成29年3月

改訂年月：令和4年7月

発行：三宅村

編集：三宅村 企画財政課

所在地：〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497

電話：04994 (5) 0984 (直通)

F A X：04994 (5) 0932